

セキュリティ・クリアランス制度等の整備に向けて

令和5年2月14日

経済安全保障の観点からの情報保全の強化の必要性①

- 経済安全保障推進法の附帯決議や国家安全保障戦略を踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた検討を進める必要。

経済安全保障推進法の附帯決議

衆議院内閣委員会（令和4年4月6日）

十四 国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、**情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて、必要な措置を講ずること。**

参議院内閣委員会（令和4年5月10日）

二十一 国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、**情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて必要な措置を講ずること。**

国家安全保障戦略（令和4年12月16日 国家安全保障会議決定・閣議決定）

VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ

2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策

(5) 自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進

Ⅰ（前略）また、**主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた検討を進める。**

経済安全保障の観点からの情報保全の強化の必要性②

- 経済界からは、今後の海外事業の展開等を見据え、主要国の情報保全制度と整合性のある形での制度整備を求める声がある。

日本経済団体連合会「経済安全保障法制に関する意見」（令和4年2月9日）

Ⅱ. 並行して検討・推進すべき施策

2. 情報保全制度の検討

機微な情報の共有が必要とされる諸外国との共同研究、諸外国政府からの受注などにあたっては、いわゆるセキュリティ・クリアランスと呼ばれる適性評価を受けていることが求められることがある。（中略）**わが国としても、中長期的課題として、相手国から信頼されるに足る、実効性のある情報保全制度の導入を目指すべき**である。

経済同友会「経済安全保障法制に関する意見」（令和4年2月16日）

Ⅲ. 経済安全保障の強化に向けて

（前略）また、わが国の技術優位性を確保する観点を踏まえ、同盟国・同志国との国際共同研究を推進、強化する必要がある。その際、**民間事業者も参加して先端技術共同開発を進めるうえで、機密情報の取り扱い資格者を政府が認定する「セキュリティクリアランス」を含む情報保全の仕組みが必要になる。政府は早急に検討を始め、速やかに導入すべき**である。

経済同友会「経済安全保障推進法の成立について」（令和4年5月11日）

3. 今後は、**経済安全保障の更なる強化に向けて、経済インテリジェンス機能の向上、同盟国・同志国との国際共同研究の推進を図るべく「セキュリティクリアランス」を含む情報保全の仕組み構築を求める**。企業としても、サプライチェーンの強靱化などリスクマネジメントの改革に鋭意取り組んでいく。

いわゆる「セキュリティ・クリアランス」の概要

- いわゆる「セキュリティ・クリアランス」とは、**国家における情報保全措置の一環として**、①**政府が保有する安全保障上重要な情報を指定**することを前提に、②当該情報に**アクセスする必要がある者（政府職員及び必要に応じ民間の者）**に対して政府による**調査**を実施し、当該者の**信頼性を確認した上でアクセス権を付与する制度**。③**特別の情報管理ルールを定め、当該情報を漏洩した場合には厳罰を科すことが通例**。

①情報指定

政府が保有する安全保障上重要な情報を指定



②調査を実施して信頼性確認 （「アクセス権(セキュリティ・クリアランス)」を付与）



指定された情報にアクセスしようとする者
（基本的に自国民が対象）

③情報漏えい時の厳罰を含む 特別の情報管理ルール



これらと併せて、
民間事業者に政府から情報が共有される
場合には、民間施設の保全体制を確認
（施設クリアランス）

